

富山県立大学紀要刊行規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学（以下「本学」という。）における学術研究に係る論文集の刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び刊行)

第 2 条 論文集は、「富山県立大学紀要」（以下「紀要」という。）と称し、英名は、「BULLETIN of TOYAMA PREFECTURAL UNIVERSITY (Bull.of TOYAMA Pref. Univ.)」とする。

2 紀要には、本学教職員の学術研究活動に係る論文、論文概要、講演発表及び著書を登載し、論文は原則として毎年 3 月に刊行し、論文概要、講演発表及び著書は原則として翌年度 6 月にホームページに掲載する。

(所管委員会)

第 3 条 紀要の編集及び環境に関する業務は、図書館運営委員会が行う。

(配布及び保管)

第 4 条 紀要の配布及び保管に関することは、附属図書館が行う。

(その他)

第 5 条 紀要の編集及び投稿並びに原稿作成の要領その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。